

(旅館業、公衆浴場)

許可申請時の水質検査について (原湯等)

原湯、原水、上がり用湯、上がり用水に水道水以外の水を使用する場合は、以下の水質検査が必要です。

○ 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質検査項目 (6項目)

| | 水質検査項目 | 判定基準 |
|---|--|---|
| 1 | 色度 | 5度以下 |
| 2 | 濁度 | 2度以下 |
| 3 | 水素イオン濃度指数 | 5.8以上 8.6以下 |
| 4 | 有機物 (全有機炭素の量、TOC) ※ 塩素化イソシアヌル酸等を用いて消毒しており、TOCの測定結果を適用することが不適切な場合は、過マンガン酸カリウム消費量 | 1L中 3mg 以下 ※ 過マンガン酸カリウム消費量の場合は、1L中 10mg 以下 |
| 5 | 大腸菌 | 検出されないこと |
| 6 | レジオネラ属菌 | 検出されないこと (100mL 中に 10cfu 未満をいう) |

※ 1～4については、判定基準を適用しないことがあります。

○ 洗面用水の水質検査項目・・・保健福祉事務所あてご相談ください。

【注意事項】

- ※ 採水の日を起点として6か月以内の水質検査成績書の写しを添付してください。
(照合のため、原本もお持ちください。確認後、返却します。)
- ※ 原湯、原水については、吐水口から浴槽に落ちる前の湯 (水) から採水してください。
- ※ 精度管理を行っている検査機関に依頼してください。
- ※ 水質検査成績書の取得には、1か月以上を要する場合があります。
- ※ 料金、日程、採水容器などについては、各検査機関にお問い合わせください。
- ※ 「塩素化イソシアヌル酸等」の「等」とは、ジクロロイソシアヌル酸又はトリクロロイソシアヌル酸の塩を指します。